

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	基幹統計調査に係る調査用品等の仕分・配送業務の委託について
----	-------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域振興部地域コミュニティ課）

事業の概要

事業名	基幹統計調査																		
担当課	地域コミュニティ課																		
目 的	法定受託事務である基幹統計調査の実施																		
対象者	基幹統計調査員																		
事業内容	1 基幹統計調査について 統計法では、国勢統計をはじめとする、総務大臣が指定する特に重要な統計を基幹統計と位置付けており、基幹統計を中心として公的統計の体系的整備を図ることとしている（平成27年3月現在、55統計）。基幹統計調査は、その基幹統計を作成するための統計調査である。 2 委託内容 毎年（又は定期的に）実施される基幹統計調査に係る調査用品（調査票、「記入のしかた」、返信用封筒等約20種類）を仕分けし、調査員へ配送する。また、調査後に各調査員に感謝状を配送する。 3 理由 基幹統計調査では、調査員に渡す調査用品の種類及び数量が多い。 一方、調査用品が国及び東京都から区に納品され、調査員に届けるまで、約1ヶ月半の期間しかない。 調査用品は、調査員ごとに内容、量ともに異なり、短期間のうちに多種・多量の用品を多人数の調査員用に仕分けて配送する必要がある。しかし、庁舎の耐震工事により大量の調査用品を保管し仕分けする場所が確保できなくなり、また、臨時職員の確保に限界があるため、仕分け・配送業務を委託する。 4 区が実施する主な基幹統計調査に従事する調査員人数 <table><tr><th>基幹統計調査の名称</th><th>調査員数</th><th>実施時期</th></tr><tr><td>経済センサス（基礎調査、活動調査）</td><td>約430人</td><td>基礎調査 平成31年6月 活動調査 平成33年6月 （以降5年ごと）</td></tr><tr><td>商業統計調査</td><td>約300人</td><td>平成30年 6月（以降5年ごと）</td></tr><tr><td>住宅・土地統計調査</td><td>約230人</td><td>平成30年10月（以降5年ごと）</td></tr><tr><td>就業構造基本調査</td><td>約 40人</td><td>平成29年10月（以降5年ごと）</td></tr><tr><td>工業統計調査</td><td>約 20人</td><td>平成29年 6月（以降毎年）</td></tr></table> ※ 基幹統計調査は、統計法の改正や総務大臣による指定、告示等があった場合には、新設や名称変更もあるので、その場合も本配送業務の委託を行うこととする。 ※ 国勢調査における仕分・配送委託については、平成22年度第3回本審議会において了承済（国勢調査の調査員約1,600人）。	基幹統計調査の名称	調査員数	実施時期	経済センサス（基礎調査、活動調査）	約430人	基礎調査 平成31年6月 活動調査 平成33年6月 （以降5年ごと）	商業統計調査	約300人	平成30年 6月（以降5年ごと）	住宅・土地統計調査	約230人	平成30年10月（以降5年ごと）	就業構造基本調査	約 40人	平成29年10月（以降5年ごと）	工業統計調査	約 20人	平成29年 6月（以降毎年）
基幹統計調査の名称	調査員数	実施時期																	
経済センサス（基礎調査、活動調査）	約430人	基礎調査 平成31年6月 活動調査 平成33年6月 （以降5年ごと）																	
商業統計調査	約300人	平成30年 6月（以降5年ごと）																	
住宅・土地統計調査	約230人	平成30年10月（以降5年ごと）																	
就業構造基本調査	約 40人	平成29年10月（以降5年ごと）																	
工業統計調査	約 20人	平成29年 6月（以降毎年）																	

件名 基幹統計調査に係る調査用品等の仕分・配送業務の委託について

保有課(担当課)	地域コミュニティ課
登録業務の名称	基幹統計調査
委託先	入札により決定(「プライバシーマーク」、「I SMS」等個人情報保護認証を取得していることを入札要件とする。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【調査員に係る情報項目】 住所、氏名、電話番号、調査区、調査用品の種類・数量
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(CD-R)
委託理由	調査員数、調査用品の種類及び数量が多量であり、短期間で仕分し配送する必要がある。また、庁舎の耐震工事後、大量の調査用品を保管し、仕分けする場所が確保できなくなったこと、臨時職員による処理では厳しくなってきたことなどの状況であるため
委託の内容	1 調査用品を調査区毎、調査員毎に仕分 2 調査員宅への調査用品配送、感謝状の配送
委託の開始時期及び期限	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 記録媒体の受渡しは、必ず区職員及び委託先従事者が、対面で行う。 3 記録媒体の取り扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを施し、利用者制限を設ける。 4 区職員は、必要に応じて立入調査を実施し、個人情報の取扱い状況を確認する。 5 委託業務の終了後、記録媒体を即時に区へ返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。 2 区から提供された記録媒体は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。常時施錠するとともに、取扱責任者が鍵を管理する。 3 区から提供された記録媒体を処理したパソコン内の委託業務に係る電子情報については、委託業務終了後速やかに消去し、消去完了報告書を区に提出する。

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。